**航海で取得されたデータ・サンプル利用／公開要件管理票**

　情報管理部署：

　地球情報科学技術センター

　研究データ公開技術グループ

　この管理票は、航海でデータやサンプルを取得した研究者がそれらを適切に取り扱うため、JAMSTECポリシー以外の「個別の契約（外部資金・受託含む）」や「許可」などの内容（具体的な利用／公開条件）を記録・管理し、関係者と共有するための書類です。航海実施の2週間前までに、必要事項を記入し、submit-rv-cruise@jamstec.go.jp 宛にご提出下さい。

**＊個別の契約や許可を必要としない課題については、記載、提出は不要です。**

**＊航海で取得されたデータ・サンプルを研究部署が公開する、もしくは外部機関の研究者より提供依頼があった場合（公開や提供を第三者から依頼された際）に、本管理票に記載された情報を参考にして対処していただけます。**

ページ番号2

・**個別の契約や許可を必要とする場合の利用／公開要件管理票**

（必ずご提出ください）

ページ番号3

・「**申請・許可」の種類とその内容**

航海研究者用チェックリストです。ご不明点は担当窓口へお問い合わせください。

ページ番号5

・**データ・サンプルの取扱いに関する個別の契約・申請・取決めなどについて**

（注意事項）

・ 課題提案時にも同様の情報を提出していただいておりますが、本管理票は航海実施前の最終確認と関係者間の情報共有のための書類です。

・データ管理部署、サンプル管理部署、及び情報管理部署に共有されたデータやサンプル情報は本管理票の記載に基づき取扱います。そのため、本管理票に正しく記載されていない場合は、航海のデータ・サンプルを含む情報が機構から適切に公開できない、公開すべきでない情報を公開してしまう等の事態が発生してしまいますのでご注意下さい。

・利用／公開要件に更新や修正がある場合には、速やかに本管理票の情報を更新し、最新版をデータ、サンプル利用予定の研究者と共有の上、submit-rv-cruise@jamstec.go.jp 宛に再提出して下さい。

・契約や許可申請が、複数ある場合や「予定」や「締結前」の段階でも、全てご記入下さい。

・複数人で回答いただく際には、バージョン管理にご留意下さい。

【基本情報】

1. 航海または課題情報

| 航海番号（または課題番号） |  |
| --- | --- |

※課題応募時は記載不要

1. 本書類の提出に関する情報

| 提出者氏名 |  |
| --- | --- |
| 種別（該当者に■） | □課題提案者 □首席研究者　 □その他 |
| 提出日  （yyyy/mm/dd） |  |

3．データ・サンプルの取扱いについて（複数回答可）

| 有に ✔︎ |  |
| --- | --- |
|  | データ・サンプルはJAMSTECポリシーに従って利用／公開する（特に契約などによる制限はない）**（本管理票の記載・提出は不要です）** |
|  | データ・サンプル取得の許可申請を行っている**（以下、「4.「申請・許可」の種類とその内容」に詳細をご記入下さい）** |
|  | 取扱いについて、個別の契約がある、または締結予定である**（以下、「5. データ・サンプルの取扱いに関する個別の契約・申請・取決めなどについて」に詳細をご記入下さい）** |
|  | その他、複数課題や航海にわたるプロジェクトなどがある**（以下、「6. その他、プロジェクトの詳細など」に詳細をご記入下さい）** |

4．「**申請・許可」の概要**

・ 本航海で取得する「申請・許可」の該当項目にチェックを入れ、現在の取得状況や概要、及びデータやサンプルの利用／公開を制限する条件を、記入例を参考に記載して下さい。詳細が分からない場合は、該当航海のMarE3各船舶担当もしくは表に記載されている担当部署にご確認ください。 ※複数ある場合は行をコピーしてご利用下さい。

| 有に ✔︎ | 項目 | 担当部署（メーリングリストに対応しています） | 概要（申請状況や「申請・許可」に利用／公開に関する記述があれば記載して下さい） |
| --- | --- | --- | --- |
| 例1： ✔︎ | MSR申請 | MarE3 総括グループ | 米国に申請中、または許可番号：U2021-007、など |
| 例2：✔︎ | 海洋特別保護区申請 | MarE3 総括グループ | 海洋特別保護区のサンプルは、相手国に帰属し、許可を得てから航海終了3年後に公開予定。取得した画像は、©️〇〇のクレジット表記で公開。  ＊（「申請・許可」に利用／公開に関する記述があれば記載して下さい） |
| 他国EEZでの調査が有る場合 | | | |
|  | MSR申請 | MarE3 総括グループ |  |
|  | 海洋特別保護区申請 | MarE3 総括グループ |  |
|  | ABS 申請 | 研究部署 |  |
| 日本国EEZでの調査の場合 | | | |
|  | 鉱業法申請 | MarE3 海務調整グループ |  |
|  | 特別採捕許可申請 | MarE3 海務調整グループ |  |
|  | 特定水産動植物採捕許可申請 | MarE3 海務調整グループ |  |
|  | 沖合海底環境保全地域申請 | MarE3 海務調整グループ |  |
|  | 水路測量申請 | MarE3 海務調整グループ |  |

**5．データ・サンプルの取扱いに関する個別の契約・申請・取決めなどについて**

・契約や申請、取決めなどの種別、締結状況、利用／公開条件を選択し、その名称や契約先など、内容に基づく該当項目について詳細を確認の上、記載して下さい。

・航海で取得されるデータやサンプルの情報について、JAMSTECからの「公開可」、「公開不可」を、それぞれデータ・サンプルの種別毎に明記して下さい。航海情報やデータ・サンプルのメタデータ情報も同様に記載をお願いします。

・利用／公開可能なデータ・サンプルについて、JAMSTEC以外の「帰属」、「クレジット指定」等がある場合は記載して下さい。公開猶予期間の設定が通常と異なる場合も記載して下さい。

・書き方については、下記の記載例をご参照下さい。

※外部資金課題、プロジェクトなどを含む受託研究、また共同研究や報道など、契約が複数ある場合は、表全体をコピーしてご記入下さい。

| 契約名称（契約年度） |  |
| --- | --- |
| 課題番号（あれば） |  |
| 課題担当研究者 |  |
| 種別（該当に■） | □外部資金・受託 □共同研究  □報道・広報　□ IA 　□ その他 |
| 手続き状況（該当に■） | □ 申請中　　 □契約締結済 |
| 契約先機関名 |  |
| 契約対象となる  データ・サンプル  （帰属と利用／公開の是非） |  |
| 利用／公開条件  （該当に■） | □　船体装備機器、潜水船データはJAMSTECポリシーに従い利用／公開する。航海で取得したサンプルや持ち込み機器データは契約に従って取り扱う。  □ 　航海情報（メタデータ）のみJAMSTECポリシーに従い利用／公開する。航海で取得したデータ・サンプルは契約に従って取り扱う。  □ 　JAMSTECからの公開なし：航海で取得した全てのデータ（メタデータ含む）やサンプルの情報は契約に従い「非公開」として取り扱う**（情報管理部署へのデータやサンプル情報の提出は不要です）。** |
| その他  （利用／公開条件の詳細など） |  |

**参考：記入例（赤字部分）**

| 契約名称（契約年度） | 地震・津波観測監視システム運用及び保守業務  （20〇〇年度〜、契約条件変更20〇〇年度〜） |
| --- | --- |
| 課題番号（あれば） | C24-1000 |
| 課題担当研究者 | 海野　太郎 |
| 種別（該当に■） | ■外部資金・受託 □共同研究　 □報道・広報　 □ その他 |
| 手続き状況（該当に■） | □ 申請中　　 ■ 契約締結済 |
| 契約先機関名 | 〇〇研究所 |
| 契約対象となる  データ・サンプル  （帰属と公開の是非） | 航海で取得された全てのデータ・サンプル（帰属は〇〇研究所だが、一部データは機構からの公開可。詳細はその他欄に記載） |
| 利用／公開条件  （該当に■） | ■ 船体装備機器、潜水船データはJAMSTECポリシーに従い利用／公開する。航海で取得したサンプルや持ち込み機器データは契約に従って取り扱う。  □ 　航海情報（メタデータ）のみJAMSTECポリシーに従い利用／公開する。航海で取得したデータ・サンプルは契約に従って取り扱う。  □ 　JAMSTECからの公開なし：航海で取得した全てのデータ（メタデータ含む）・サンプルは契約に従い「非公開」として取り扱う（**情報管理部署へのデータやサンプル情報の提出は不要です**）。 |
| その他  （利用／公開条件の詳細など） | ・データ、サンプルの帰属は〇〇研究所にあるが、定常観測を含む船舶装備機器及び潜水船データはJAMSTECポリシーに従って利用／公開可能。  ・持ち込み機器で得られたデータ、サンプルは帰属に従い、JAMSTECからの公開はプロジェクト終了後とする。ただし、サンプルメタデータの公開は航海終了2ヶ月後に可能。  ・映像、画像の利用／公開時には、©️〇〇のクレジット表記とする。 |

**6．その他、プロジェクトの詳細など**

| （記入例）〇〇プロジェクトの取り決めにより、持ち込み機器によるデータ・サンプルは研究者の所属機関に帰属するが、それらデータ・サンプルのJAMSTECからの公開は、プロジェクト終了後に可能となる。 |
| --- |
|  |

**以上**